

社会資本総合整備計画 事後評価書

平成 27 年 4 月 10 日

計画の名称	快適な生活と安全な暮らしを支える下水道の整備			
計画の期間	平成22年度 ～ 平成26年度 (5年間)	交付対象	三 木 市	
計画の目標				

健全な都市環境の整備並びに公共用水域の保全のため汚水管渠整備を推進するとともに、集中豪雨の多発による浸水被害に対処すべく浸水対策を実施し、また、経年管渠の改築や更新を実施することにより、安心安全な市民生活の確保を図る。

計画の成果目標（定量的指標）

- ① 流域関連汚水事業計画区域の整備達成率 (整備率を 96%から 99%以上に増加)
- ② 単独公共汚水事業計画区域の整備達成率 (整備率を 97%から 100%に増加)

定量的指標の定義及び算定式

定量的指標の現況値及び目標値

備考

当初現況値 中間目標値 最終目標値

(H22当初) (H24末) (H26末)

- ① 流域関連汚水計画区域の整備達成率  
供用開始人口 (人) / 事業計画区域人口 (人) (H23末 67,573人)
- ② 単独公共汚水計画区域の整備達成率  
供用開始人口 (人) / 事業計画区域人口 (人) (H23末 4,083人)

96%	-	99%
97%	100%	100%

全体事業費	合計 (A+B+C)	943百万円	A	751百万円	B	0百万円	C	192百万円	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C)	20.4%
-------	------------	--------	---	--------	---	------	---	--------	------------------------	-------

事後評価（中間評価）

○事後評価（中間評価）の実施体制、実施時期

事後評価（中間評価）の実施体制

- ・三木市内部において実施

事後評価（中間評価）の実施時期

- ・平成27年 4月

公表の方法

- ・上下水道庁舎窓口において閲覧

1. 交付対象事業の進捗状況

交付対象事業

A1 道路事業

番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接 間接	事業者	道路種別	省略工種	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間 (年度)					全体事業費 (百万円)	備考
											H22	H23	H24	H25	H26		
A1-1	下水道	一般	三木市	直接	-	汚水	新設	流域関連公共下水道区域内 汚水管の整備	φ=200mm他 L=1,930m	三木市						73	
A1-2	下水道	一般	三木市	直接	-	汚水	新設	流域関連特定環境保全公共下水道区域内 汚水管の整備	φ=200mm他 L=11,940m	三木市						580	
A1-3	下水道	一般	三木市	直接	-	汚水	新設	単独公共吉川処理区内 汚水管の整備	φ=150mm他 L=1,410m	三木市						94	
A1-7	下水道	一般	三木市	直接	-	汚水	計画	効率的な事業実施のための基本的な施設の見直し計画策定	効率的な事業計画策定	三木市						4	
											合計					751	

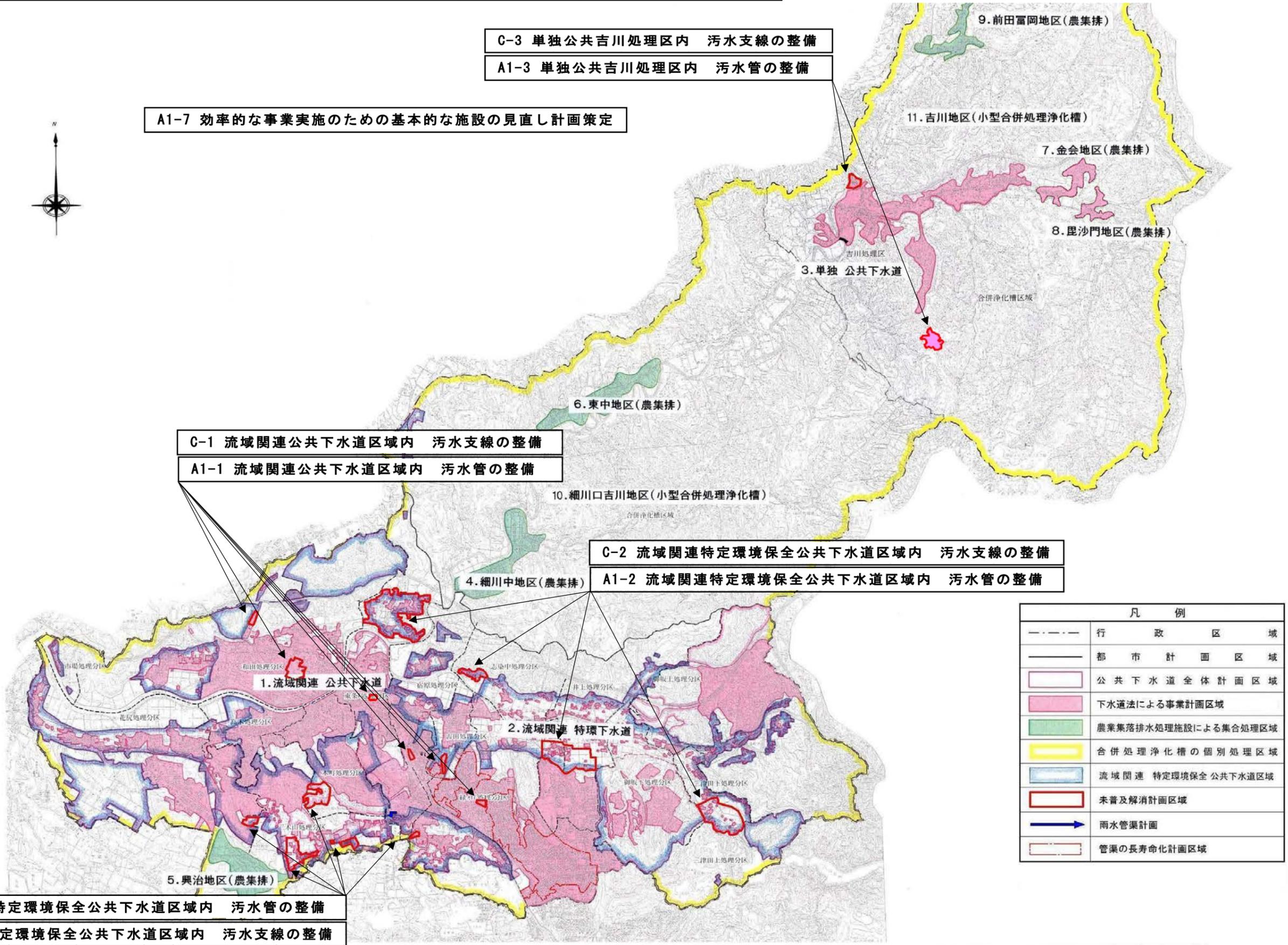
B 関連社会資本整備事業

番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接 間接	事業者	省略工種	要素となる事業名	事業内容 (延長・面積等)	市町村名 港湾・地区名	事業実施期間 (年度)					全体事業費 (百万円)	備考	
										H22	H23	H24	H25	H26			
											合計					0	

番号	一体的に実施することにより期待される効果											備考
----	----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----



計画の名称	快適な生活と安全な暮らしを支える下水道の整備		
計画の期間	平成22年度 ～ 平成26年度 (5年間)	交付対象	兵庫県 三木市



A1-7 効率的な事業実施のための基本的な施設の見直し計画策定

C-3 単独公共吉川処理区内 汚水支線の整備

A1-3 単独公共吉川処理区内 污水管の整備

C-1 流域関連公共下水道区域内 汚水支線の整備

A1-1 流域関連公共下水道区域内 污水管の整備

C-2 流域関連特定環境保全公共下水道区域内 汚水支線の整備

A1-2 流域関連特定環境保全公共下水道区域内 污水管の整備

A1-2 流域関連特定環境保全公共下水道区域内 污水管の整備

C-2 流域関連特定環境保全公共下水道区域内 汚水支線の整備

凡 例	
---	行政区域
—	都市計画区域
□	公共下水道全体計画区域
■	下水道法による事業計画区域
■	農業集落排水処理施設による集合処理区域
■	合併処理浄化槽の個別処理区域
■	流域関連 特定環境保全 公共下水道区域
■	未普及解消計画区域
→	雨水管渠計画
■	管渠の長寿命化計画区域